

岐阜地方最低賃金審議会

第 1 回岐阜県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 29 日 14 : 29 ~ 15 : 10		
出席状況	公益 3 / 3	労働者側 3 / 3	使用者側 3 / 3
○ 主な審議事項 1 . 部会長、部会長代理の選出 部会長に竹内委員、部会長代理に栗山委員を選出。 2 . 岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）について 特定最低賃金専門部会運営規程（案）について議決。 3 . 議事並びに議事録の公開について 岐阜県最低賃金専門部会運営規程のとおり、公労使三者による会議は公開とし、公労、公使の二者協議は、第 5 条但書により非公開とすることを専門部会として議決。 4 . 岐阜県最低賃金の改正決定について 事務局から、資料説明を行った。 労使より冒頭の意見表明があった。（要旨は下欄のとおり） 5 . その他 なし			
○ 主な意見の要旨 ●労働者側委員 1 春闘での 3 年連続での 5 % 台の賃上げの流れを、全ての働く人へ波及させ、賃上げが消費拡大と、企業収益の向上につながり、更なる賃上げにつながる好循環を、岐阜県全体に広げていく必要がある。 2 実質賃金は改善の兆しが見られる一方で、物価高は依然として続いている状況にあるが、最低賃金は全て労働にとっての生活を支えるセーフティーネットであり、安心して働き、生活できる水準を目指すべきである。 3 地域経済を支える人材確保の観点からも最低賃金の地域間格差の解消着実に進める必要がある。 4 最低賃金改正の効果を 1 日でも早く労働者へ届けるために 10 月 1 日発効を目指すべきである。 ●使用者側委員 最低賃金法に定める法定の三要素である、生計費、賃金、通常の賃金支払い能力に基づいて、データを丁寧に確認しながら岐阜県の経済実態をしっかりと踏まえた上で審議に臨みたい。 その上で、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は理解しているものの、岐阜県は中小・小規模事業者比率が高く、大幅引上げは中小・小規模事業者に与える影響が大きいいため、中小・小規模事業者の実情に配慮した議論が必要になること。また、中東情勢の影響や価格転嫁の状況についても厳しい状況にあることを訴えていきたい。			